

	115	304,300	349,900		
	116	304,600	350,300		
	117	304,900	350,900		
	118	305,300	351,300		
	119	305,600	351,700		
	120	306,000	352,100		
	121	306,300	352,500		
再任用 の警察 職員		222,100	264,200	289,600	332,900

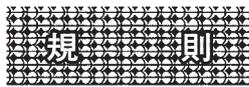
(備考) この表は、長野県警察本部に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する一般職員で人事委員会の定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。
(実施規定)
- この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
(給与の内払)
- この条例による改正前の長野県警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて、平成30年4月1日以後の分として警察職員に支払われた給与は、この条例による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

警 務 課



人 事 課

長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年12月25日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第49号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第36の消防防災航空センターの項中

「

安全運航管理幹	ヘリコプターの安全運航に関する専門的事務の総括掌理
---------	---------------------------

」

を

「

安全運航管理幹	ヘリコプターの安全運航に関する専門的事務の総括掌理
航空指導幹	主任航空専門員としての職務及びヘリコプターの操縦の指導

」

に改める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年12月25日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第8号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第34条第4項に規定する100分の25を超えない範囲内で」を「第34条第4項に規定する」に改める。

第11条第1号中「100分の180」を「100分の190」に、「100分の220」を「100分の230」に改め、同条第2号中「100分の85」を「100分の95」に、「100分の105」を「100分の115」に改める。

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「100分の190」を「100分の185」に、「100分の230」を「100分の225」に改め、同条第2号中「100分の95」を「100分の90」に、「100分の115」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、

平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第11条の規定は、平成30年12月1日から適用する。

人事委員会事務局

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年12月25日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第9号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第7のエ中

46
46
47
47
48
48
49

を

45
46
46
46
47
47
47

に改め、同表の

カ中

50	53
50	54
51	54
51	54
52	55
52	55
53	55
53	56
53	56
53	56
54	57
54	57
54	57
54	57
55	57
55	57
55	57
55	58
56	58
56	58
56	58
56	58
57	58
57	58

を

49	53
50	53
50	54
50	54
51	54
51	54
51	55
52	55
52	55
52	55
53	56
53	56
53	56
54	56
54	56
54	56
55	57
55	57
55	57
56	57
56	57
57	58
57	58

に改め、同

57	59
58	59
58	59
58	59
59	59
59	59
59	59
60	
60	
60	
61	
61	
61	
61	
62	
62	
62	
62	
63	
63	
63	
63	
64	

57	58
57	58
58	58
58	58
58	59
58	59
59	59
59	
59	
59	
60	
60	
60	
60	
61	
61	
61	
61	
62	
62	
62	
62	
63	
63	
63	
63	

表のキ中

54
54
55
55
56
56
57
57
57
58
58
58
59
59
59
59
60
60
60
61
61
61
61

を

53
54
54
54
55
55
56
56
56
57
57
57
58
58
58
59
59
59
59
60
60
60

に改め、同表のク中

61	61
61	61
62	61
62	61
62	61
62	62
62	62
62	62
62	62
63	62
63	62
63	63
63	63
63	63
63	63
63	63
64	63

員のうち、改正後の規則の規定による号俸がこの規則による改正前の職員の給与に関する規則の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の職員の給与に関する規則の規定による号俸とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は給料の更正以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事委員会と協議して号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

人事委員会事務局

58	57
59	58
60	58
61	59
61	59
61	60
62	60
62	61
62	61
63	62
63	62
63	63
63	63
64	63

を に改め、同表のケ中

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年12月25日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第10号

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤手当等に関する規則（昭和46年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の8.25」を「100分の7.95」に、「100分の7」を「100分の6.7」に、「100分の6」を「100分の5.7」に、「100分の5」を「100分の4.7」に、「100分の4」を「100分の3.7」に、「100分の3」を「100分の2.7」に改める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

人事委員会事務局

46	45
46	46
47	46
47	46
48	47
48	47
49	47

を に改める。

平成30年12月に支給する勤勉手当等の額の特例に関する規則をここに公布します。

平成30年12月25日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第11号

平成30年12月に支給する勤勉手当等の額の特例に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年長野県条例第40号。以下「改正給与条例」という。）附則第3項から第6項まで、長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）第27条及び長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）第25条の

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給与に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 平成30年4月1日からこの規則の施行の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は給料の更正以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職

規定により、平成30年12月に支給する勤勉手当等の額の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(調整対象職員となった者の改正給与条例附則第3項第1号の給料等の月額算定の基準となる日の特例)

第2条 改正給与条例附則第3項第1号の任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものは、平成30年4月1日から改正給与条例第1条中第17条の3第1項第8号の改正規定の施行の日(以下「基準日」という。)までの期間の全期間が職員(改正給与条例附則第3項第1号に規定する職員をいう。第5条を除き、以下同じ。)として在職した期間及び人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

- (1) 労務職員(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和36年長野県条例第6号)第1条に規定する労務職員をいう。)
- (2) 企業職員(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和43年長野県条例第22号)第1条に規定する企業職員をいう。)
- (3) 退職派遣者(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年長野県条例第38号)第10条第1項第1号に規定する退職派遣者をいう。)
- (4) 国又は他の地方公共団体の常勤の公務員

2 改正給与条例附則第3項第1号の当該日のうち人事委員会が定める日は、平成30年4月2日(同日から基準日までの期間において新たに職員となった日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合における当該日を除く。))がある場合は当該日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から基準日までの期間における調整対象職員(改正給与条例附則第3項第1号に規定する調整対象職員をいう。次条第1項第4号及び第4条において同じ。)となった日のうち最も早い日とする。

3 改正給与条例附則第3項第1号の勤務の形態その他の事情を考慮して人事委員会が定めるものは、平成30年4月2日から基準日までの期間において育児短時間勤務(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による短時間勤務を含む。))を始めた者とし、当該者について人事委員会が定める日は、その育児短時間勤務を始めた日とする。

(在職しなかった期間等がある職員の改正給与条例附則第3項第1号の月数の算定)

第3条 改正給与条例附則第3項第1号の人事委員会が定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 職員として在職しなかった期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成30年4月1日から基準日までにおいて、職員が人事交流等により引き続いて前条第1項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日の属する月までの間の月の中途において、同項

第1号又は第2号に掲げる者(以下この号及び第6条において「企業職員等」という。)であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち企業職員等として勤務した期間(以下この条において「特定企業職員等期間」という。)を除く。)

- (2) 休職期間(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項又は職員の分限に関する条例(昭和27年長野県条例第8号)第2条の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、専従休職期間(地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可を受けていた期間をいう。)、非常勤職員期間(一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)第46条又は長野県警察職員の給与に関する条例第29条の規定の適用を受ける職員として在職した期間をいう。)、外国機関派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年長野県条例第1号)第2条の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、公益的法人等派遣期間(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、自己啓発等休業期間(職員の自己啓発等休業に関する条例(平成20年長野県条例第45号)第2条の規定により自己啓発等休業をしていた期間をいう。)、配偶者同行休業期間(職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年長野県条例第3号)第2条の規定により配偶者同行休業をしていた期間をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。)、大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条の規定により大学院修学休業をしていた期間をいう。))又は特定企業職員等期間におけるこれらに相当する期間
 - (3) 停職期間(地方公務員法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。))又は特定企業職員等期間におけるこれに相当する期間
 - (4) 調整対象職員以外の職員であった期間又は特定企業職員等期間におけるこれに相当する期間
 - (5) 地方公務員法第38条の規定による許可又は地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項若しくは職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)第13条の規定による承認を受けて勤務しなかったことにより一般職の職員の給与に関する条例第44条の規定により給与を減額された期間又は特定企業職員等期間におけるこれに相当する期間
 - (6) 一般職の職員の給与に関する条例第44条の規定により給与を減額された期間(前号に掲げる期間を除く。))又は特定企業職員等期間におけるこれに相当する期間
- 2 改正給与条例附則第3項第1号の人事委員会が定める月数は、平成30年4月からこの規則の施行の日の属する月までの各月のうち次の各号のいずれかに該当する月の数とする。
- (1) 前項第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる期間のある月

(2) 前項第3号又は第6号に掲げる期間のある月(前号に該当する月を除く。)であって、その月について支給された給料の額(特定企業職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額)が改正給与条例附則第3項第1号に規定する合計額に同号に規定する地域手当の調整割合を乗じて得た額(第7条第1号において「附則第3項第1号基礎額」という。)に満たないもの

(改正給与条例附則第3項第2号及び第3号に掲げる額を基準額から減ずる額として算定される額に含めない職員)

第4条 改正給与条例附則第3項第2号の人事委員会が定める者は、平成30年6月1日において調整対象職員であった者のうち、同日から同年12月1日までの期間引き続き在職した者(当該期間の全期間が職員として在職した期間及び人事交流等により第2条第1項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。)以外の職員とする。

(改正給与条例附則第3項第2号から第5号までの給料の月額の特例)

第5条 改正給与条例附則第3項第2号及び第4号の人事委員会が定める職員は、期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)別表第1の給料表の欄に掲げる給料表の区分に対応する職員の欄に掲げる職員とし、同項第2号及び第4号の人事委員会が定める割合は、当該職員の区分に対応する同表の加算割合の欄に定める割合とする。

(企業職員等であった者から引き続き新たに職員となった者についての特例)

第6条 改正給与条例附則第5項及び同項の規定により読み替えて適用する改正給与条例附則第3項の人事委員会が定める者は、企業職員等とする。

2 改正給与条例附則第5項の人事委員会が定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。

3 改正給与条例附則第5項の規定により読み替えて適用する改正給与条例附則第3項の人事委員会が定める額は、企業職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項各号に掲げる額の合計額に相当する額とする。この場合においては、企業職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第7条 次に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 附則第3項第1号基礎額
- (2) 改正給与条例附則第3項第2号若しくは第4号に規定する合計額又は同項第3号若しくは第5号に規定する給料の月額に、同項第1号に規定する地域手当の調整割合を乗じて得た額
- (3) 改正給与条例附則第3項第2号から第5号までに掲げる額(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

人事委員会事務局

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年12月25日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第12号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1のアの知事の事務部局の項中

「安全運航管理幹」を

「安全運航管理幹
航空指導幹」に改める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

人事委員会事務局